

ジェネリック医薬品に しませんか

医療機関の診察で処方される薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えると、薬代を安くでき、窓口での支払いが少なくなります。また、加入者全体で負担している国民健康保険（国保）の医療費も減らすことができます。

ジェネリック医薬品とは

医薬品メーカーが開発した「先発医薬品（新薬）」の特許が切れた後に、同じ有効成分で製造・販売される医薬品のことです。

※使用されている添加物などは、先発医薬品と異なることがあります。

どのくらい安くなるの

種類によって異なりますが、先発医薬品より3割から5割程度安くなります。ただし、高額療養費の対象になる場合など、自己負担額は変わらないこともあります。

希望するときは

医師・薬剤師に相談してください。保険証に貼って使う、希望シールを新しい保険証に同封しています（市役所本館1階 国保年金課でも配布）。

※症状やアレルギーなどによっては切り替えられない場合もあります。医師・薬剤師の指示に従ってください。

案内を送っています

国保に加入中で、ジェネリック医薬品に替えると薬代が大幅に安くなると見込まれる人に、切り替えの案内を送っています。どのくらい安くなるか、目安にしてください。

希望シール

ジェネリック医薬品を希望します

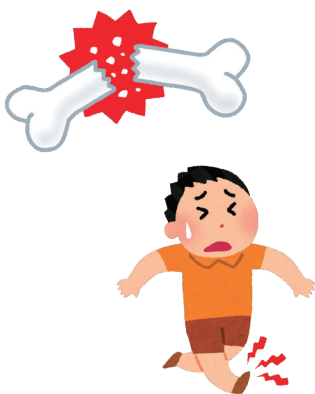
福岡県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証 記号	有効期限 発効期日	(枝番) 番号
氏名	性別	負担割合
生年月日	適用開始年月日	
交付年月日	世帯主氏名	住所
保険者番号 400200	交付者名 大野城市	大野城市 市庁

整（接）骨院で 施術を受けるときは

骨折や脱臼などのけがをしたとき、医師の同意があれば、整骨院や接骨院で、健康保険を使って柔道整復師による施術を受けることができます。

健康保険の対象になるもの

- ◆急性などの外傷性の骨折・脱臼・打撲・ねんざで、内科的原因による疾患ではないもの（骨折・脱臼は医師の同意が必要（応急手当を除く））
- ◆骨・筋肉・関節のけがや痛みで、負傷の原因がはっきりしているもの



健康保険の対象にならないもの (全額自己負担)

- ◆疲労性・慢性的な要因による肩こりや筋肉疲労
- ◆神経痛・リウマチなどの病気による痛み・こり
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆症状の改善がみられない長期の施術
- ◆医療機関（病院・診療所など）で治療を受けている負傷

署名が必要です

柔道整復では、健康保険が負担する施術料（自己負担が3割の場合は

ただし、柔道整復師は医師とは違い、レントゲン検査・手術・薬の処方ではできません。負傷の内容によっては、健康保険が使えず、全額自己負担となる場合があります。柔道整復師の施術を受けるときは、負傷の原因を正確に伝え、健康保険が使えるかを事前に確認しましょう。

残りの7割）を、皆さんに代わって施術所が保険者へ請求することが認められています。そのため、施術を受けたときは、療養費支給申請書の内容に誤りがないかをよく確認し、受取代理欄に署名してください。

●問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1952